

宮崎県災害時小児周産期リエゾン設置要綱

令和元年10月9日
福祉保健部医療薬務課
福祉保健部健康増進課

(設置)

第1条 地震、風水害その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、宮崎県災害時小児周産期リエゾン（以下「災害時小児周産期リエゾン」という。）を置く。

(委嘱及び任期)

第2条 災害時小児周産期リエゾンは、本県の小児・周産期医療提供体制に精通している者の中から知事が委嘱する。

2 災害時小児周産期リエゾンの任期は2年とする。ただし、最初の災害時小児周産期リエゾンの委嘱期間は、委嘱する日の属する年度の翌年度の末日までとする。また、再任を妨げない。

(職務)

第3条 災害時小児周産期リエゾンは、災害時において、知事の要請により宮崎県保健医療調整本部に出務して、宮崎県災害医療コーディネーター等と連携し、小児周産期医療に関する次の調整業務を主に担う。

- (1) 被災地における小児周産期医療ニーズの情報収集と発信
- (2) 被災地外における小児・妊産婦受け入れ体制の構築
- (3) 平時における小児周産期医療ネットワーク構築と訓練

(守秘義務)

第4条 災害時小児周産期リエゾンは、職務上知り得た秘密を他人にもらしてはならない。

(実費弁償等)

第5条 災害時小児周産期リエゾンの実費弁償は、災害救助法施行細則（昭和35年宮崎県規則第26号）別表第2に定める額を支給する。

2 災害時小児周産期リエゾンがその職務に従事したことに伴う事故等に対応するため、傷害保険に加入する。

(平時の体制)

第6条 災害時小児周産期リエゾンは、災害時等において円滑に業務に当たれるよう、災害対応を担う関係機関との連携を図るものとする。

(知識・技能の習得と向上)

第7条 災害時小児周産期リエゾンは、厚生労働省等が実施する研修、県が実施する訓練等をとおして、知識・技能の習得と向上に努めるものとする。

(事務)

第8条 災害時小児周産期リエゾンに関する事務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。

附則

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

宮崎県災害時小児周産期リエゾン活動要領

第1 本要領の位置付け

この要領は、宮崎県地域防災計画において示されているDMA T等の医療救護活動や災害医療コーディネーターの活動を支援する「災害時小児周産期リエゾン」に係る基本的な事項について定めるものである。

第2 災害時小児周産期リエゾンとは

災害時において、県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、県から委嘱された者。

第3 活動の基本方針

- 1 活動は、県の招集に基づくものである。
- 2 活動にあたっては、小児・周産期保健医療活動の助言、支援を行い、また、県と協議の上、業務調整員等の必要な人材を確保する。

第4 平常時の業務

- 1 県の平常時における医療提供体制等を踏まえ、災害時における小児・周産期医療提供体制の構築について、県に対して、平常時から助言を行う。
- 2 県が関係学会、関係団体又は関係業者との連携を構築する際、助言を行う。
- 3 小児・周産期医療機関の診療体制（人員、対応可能な疾患など）の把握を行う。
- 4 他施設と連携した災害訓練を実施する。
- 5 災害訓練等を通して県災害医療コーディネーターとの連携を図る。

第5 災害時の業務

1 参集基準

県内で、災害等により被災地域等での小児・周産期保健医療活動の需要が増大する等、宮崎県災害時小児周産期リエゾンが出動し対応することが効果的であると認められる場合

【参考】 宮崎県災害対策本部設置基準（宮崎県地域防災計画）

（地震災害）

- ・県内に震度6弱以上の地震があったとき。
- ・津波予報区「宮崎県」に大津波警報が発表されたとき。
- ・その他地震に関する災害で知事が必要と認めたとき。

（風水害）

- ・台風が本県を直撃することが明らかなとき。
 - ・台風の通過により本県が暴風域に入ることが明らかでかなりの被害が予想されるとき。
 - ・大雨警報又は洪水警報発表時で、梅雨又は秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。
 - ・その他災害対策本部長が必要と認めたとき。
- その他災害内容によって設置基準が定められている。

2 活動場所

宮崎県保健医療調整本部内

3 業務内容

(1) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務

ア 収集すべき情報

(ア) 県及び圏域ごとの医療機関（周産期母子医療センター、小児救命救急センター等を含む。）、助産所、障がい者支援施設、救護所、居宅、薬局等（以下「医療機関等」という。）の被災状況及び復旧状況

(イ) 県及び圏域ごとの医療機関等における保健医療ニーズ等

a 支援を要する患者等の状況（人工呼吸器、透析等の使用状況を含む。）

b 災害時に新たに必要となった保健医療ニーズ等（ライフライン、調整粉乳等、医薬品、医療機器、医療ガス等を含む。）

(ウ) 保健医療活動チームの活動状況

(エ) その他保健医療活動を効率的・効果的に行うために必要な情報（保育器を用いた搬送が可能な救急用の自動車、ヘリコプター等の情報を含む。）

イ 情報の収集に係る業務

(ア) 県保健医療調整本部が、保健所、市町村、保健医療活動チーム、災害時健康危機管理支援チームその他の保健医療活動に係る関係機関（以下「保健医療活動チーム等」という。）から情報を収集するに当たり、県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

(イ) 県保健医療調整本部が、医療機関等の被災状況及び復旧状況、保健医療活動チームの活動状況等についてEMIS等から情報を収集するに当たり、県災害医療コーディネーターとともに、必要な情報や優先して収集すべき情報等について助言を行い、情報の収集に必要な人員の確保に係る助言及び調整の支援を行う。

ウ 情報の分析と対応策の立案に係る業務

(ア) 県及び圏域ごとの保健医療ニーズと支援体制の状況について、整理又は分析するに当たり、県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

(イ) 県保健医療調整本部において収集した情報及びその分析結果等を踏まえた対応等を検討するに当たり、県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

(2) 保健医療活動チーム派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る業務

ア 被災時における受援の調整に係る業務

(ア) 派遣を要請する保健医療活動チームの具体的なチーム内容、チーム数、配置先等に係る計画について検討するに当たり、県保健医療調整本部における活動の初期から、中長期的視点に立って、県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

(イ) 活動している保健医療活動チームの再配置の要否等について検討するに当たり、県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

(ウ) 他の都道府県、関係学会、関係団体又は関係業者に対して要請する具体的な人的支援及び物的支援に係る計画を検討するに当たり、県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

(エ) 県保健医療調整本部において、時間の経過に伴う保健医療ニーズの変化

等について保健医療活動チーム等と情報共有を行うに当たり、県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

(オ) 被災地域における医療機関等の復旧状況を踏まえ、保健医療活動チームの段階的な活動縮小及び活動終了について検討するに当たり、県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

イ 人的支援及び物的支援を行う県における支援の調整に係る業務

他の被災都道府県に対して、保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援を行うに当たり、助言及び調整を行う。

(3) 患者等の搬送の調整に係る業務

ア 被災時における患者等の搬送の調整に係る業務

(ア) 患者等の搬送について、地域医療搬送や広域医療搬送の要否、緊急度、搬送先、搬送手段等の情報を収集又は整理するに当たり、県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

(イ) 県外へ患者等を搬送するに当たり、必要に応じて搬送先都道府県の災害時小児周産期リエゾン等と連携を図る。

(ウ) 搬送手段の確保に当たり、航空運用調整班、DMAT、県調整本部（ドクターヘリ調整部を含む。）、厚生労働省、消防機関、搬送手段を保持する他の保健医療活動チームその他の保健医療活動に係る関係機関と連携できるように、県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

イ 被災都道府県から患者等の受入れを行うに当たり、助言及び調整の支援を行う。

4 災害時小児周産期リエゾンの活動の終了

県は、小児・周産期医療提供体制等の確保に係る業務を、県の職員等により実施することが可能と判断する時点の一つの目安として、災害時小児周産期リエゾンの活動の終了を決定する。